

市民委員会資料②

3 所管事務の調査（報告）

- (1) 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正におけるパブリックコメントの実施について

資料 1 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正について

資料 2-1 児童福祉施設の設備及び運営の基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令 新旧対照表（平成28年2月18日公布分）

資料 2-2 児童福祉施設の設備及び運営の基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令 新旧対照表（平成28年2月19日公布分）

資料 3 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正について
－市民の皆様からの意見を募集します－

市民・こども局こども本部

（平成28年3月14日）

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正について

1 条例改正の趣旨と改正する条例

《条例改正の趣旨》

国においては、「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」として、待機児童解消を確実なものとするため、平成29年度末までの保育所等の整備量を40万人から50万人に拡大することと併せて、保育士の人材確保や多様な担い手の確保についても、これまでの対策に加え、より一層の即効的な対応が必要であるとした。

そこで、保育の担い手確保等を目的とした、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」が、職員配置基準については、平成28年2月18日公布、同年4月1日から施行、設備基準については、平成28年2月19日公布、同年6月1日から施行されることに伴い、本市の定める条例についても一部改正を行うこととします。

《改正する条例》

- ①「川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」
(平成24年12月14日条例第56号)
- ②「川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例」
(平成26年9月5日条例第35号)

2 基準省令と本市条例の関係及び本市における条例改正の考え方

《基準省令と本市条例の関係》

今回の条例の改正は、国の基準省令の一部改正をもとに行うものですが、その内容によって次のような条件が付されています。

区分	従うべき基準	参考すべき基準
法的効果	必ず適合しなければならない基準	十分参考しなければならない基準
条例で異なるものを定めることの許容の程度	法令の基準と異なる内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容	法令の基準を十分参考した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることは許容

《本市における条例改正の考え方》

待機児童の解消は、本市においても大変重要な課題であり、今後も保育所等の整備を進めいくためには、保育士の人材確保はもとより、多様な保育の担い手の確保等も必要であるため、保育の質は落とさずに、保育士が行う業務について要件を一定程度柔軟化する省令改正の考え方を踏まえ改正することとします。

3 条例改正のスケジュール

- 平成28年3月16日（水）～4月14日（木） パブリックコメントの実施
- 平成28年4月下旬（予定） パブリックコメントの結果公表
- 平成28年5月下旬 平成28年第2回川崎市議会定例会議案提出（予定）
- 平成28年6月 条例公布及び施行（予定）

4 条例改正の主な内容

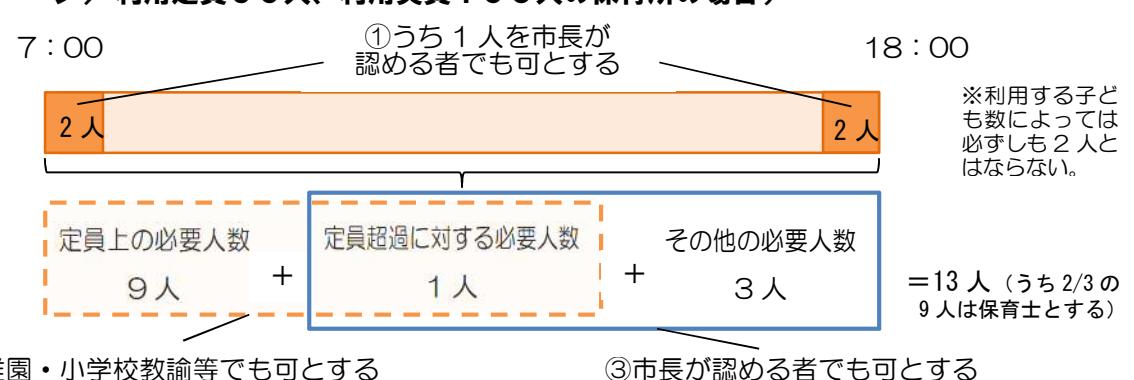
（1）保育所及び小規模保育事業所A型等の職員配置に係る特例【従うべき基準】

《省令の改正内容》

- ① 朝夕の時間帯等で年齢別配置基準による必要な保育士が1人となる時に合計2人の保育士を配置する場合に、当分の間（保育の受け皿拡大が一段落するまでの緊急的・時限的対応）、当該保育士に加えて置かなければならない者の要件を市長が認める者（保育施設等における従事期間が十分にある者、家庭的保育者、子育て支援員研修を修了した者等）に弾力化するものとします。
- ② 年齢別配置基準による保育士の数の算定について、当分の間、幼稚園教諭並びに小学校教諭及び養護教諭を保育士とみなすことができるようになります。
- ③ 開所時間を通じて必要となる保育士の総数が、当該保育所等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超える時、当分の間、当該超過して必要となる者（休けい保育士や保育標準時間対応、主任保育士専任化のための保育士等）の要件を市長が認める者に弾力化するものとします。

※ ただし、②と③を適用する時は、保育士を年齢別配置基準による保育士の数の3分の2以上、置かなければならないものとします。

（配置イメージ／利用定員90人、利用実員105人の保育所の場合）



《本市の対応案》

①～③のいずれの改正内容についても、保育の質を落とさずに、保育士が行う業務について要件を一定程度柔軟化したものであり、多様な保育の担い手確保の観点からは必要と考えられるため、省令のとおり改正するものとします。ただし、3歳未満児を対象とする小規模保育事業所A型にあっては、②の特例については、養護教諭のみをみなせるものとします。

（2）建築基準法施行令の一部改正に伴う設備の基準の改正【参考すべき基準】

《省令の改正内容》

建築基準法施行令が一部改正され、特別非常階段に係る規制が合理化されたため、同省令を引用する両条例の規定の一部について所要の改正を行うもの。

《本市の対応案》

参考すべき基準であるが、法令の改正に伴い当然必要とされる規定の整理であり、省令のとおり改正するものとします。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令 新旧対照表（平成28年2月18日公布分）

改正後	改正前
<p>○ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 (昭和二十三年厚生省令第六十三号)</p> <p>第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第四十五条第二項の厚生労働省令で定める基準（以下「設備運営基準」という。）は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。</p> <p>一 法第四十五条第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準第八条ただし書（入所している者の保護に直接従事する職員に係る部分に限る。）、第十七条、第二十一条、第二十二条、第二十二条の二第一項、第二十七条、第二十七条の二第一項、第二十八条、第三十条第二項、第三十三条第一項（第三十条第一項において準用する場合を含む。）及び第二項、第三十八条、第四十二条、第四十二条の二第一項、第四十三条、第四十九条、第五十八条、第六十三条、第六十九条、第七十三条、第七十四条第一項、第八十条、第八十一条第一項、第八十二条、第八十三条、第八十八条の三、<u>第九十条並びに第九十四条から第十九十七条までの規定による基準</u></p> <p>二～四 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>第二十二条の二 乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う乳児院の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 都道府県知事（指定都市にあつては指定都市の市長とし、児童相談所設置市にあつては児童相談所設置市の市長とする。第二十七条の二第一項第四号、第二十八条第一号、第三十八条第二項第一号、第四十三条第一号、<u>第八十二条第三号、第九十四条及び第九十六条</u>を除き、以下同じ。）が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が三年以上であるもの又は厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの</p> <p>イ～ハ （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>附 則</p> <p><u>（保育所の職員配置に係る特例）</u></p> <p>第九十四条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十七条第一項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第三十三条第二項ただし書の規定を適用しないことができる。この場</p>	<p>○ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 (昭和二十三年厚生省令第六十三号)</p> <p>第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第四十五条第二項の厚生労働省令で定める基準（以下「設備運営基準」という。）は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。</p> <p>一 法第四十五条第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準第八条ただし書（入所している者の保護に直接従事する職員に係る部分に限る。）、第十七条、第二十一条、第二十二条、第二十二条の二第一項、第二十七条、第二十七条の二第一項、第二十八条、第三十条第二項、第三十三条第一項（第三十条第一項において準用する場合を含む。）及び第二項、第三十八条、第四十二条、第四十二条の二第一項、第四十三条、第四十九条、第五十八条、第六十三条、第六十九条、第七十三条、第七十四条第一項、第八十条、第八十一条第一項、第八十二条、第八十三条、第八十八条の三、<u>附則第九十条並びに附則第九十四条第三項から第六項までの規定による基準</u></p> <p>二～四 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>第二十二条の二 乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う乳児院の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>一 医師であつて、小児保健に関する学識経験を有する者</p> <p>二 社会福祉士の資格を有する者</p> <p>三 乳児院の職員として三年以上勤務した者</p> <p>四 都道府県知事（指定都市にあつては指定都市の市長とし、児童相談所設置市にあつては児童相談所設置市の市長とする。第二十七条の二第一項第四号、第二十八条第一号、第三十八条第二項第一号、第四十三条第一号<u>及び第八十二条第三号</u>を除き、以下同じ。）が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が三年以上であるもの又は厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの</p> <p>イ 法第十二条の三第二項第四号に規定する児童福祉司（以下「児童福祉司」という。）となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業（国、都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。）に従事した期間</p> <p>ロ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間</p> <p>ハ 社会福祉施設の職員として勤務した期間（イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>附 則</p> <p><u>第九十四条 削除</u></p>

合において、同項本文の規定により必要な保育士が一人となる時は、当該保育士に加えて、都道府県知事（指定都市にあつては当該指定都市の市長とし、中核市にあつては中核市の市長とする。）が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置かなければならない。

第九十五条 前条の事情に鑑み、当分の間、第三十三条第二項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第四条第二項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。

第九十六条 第九十四条の事情に鑑み、当分の間、一日につき八時間を超えて開所する保育所において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が、当該保育所に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第三十三条第二項に規定する保育士の数の算定については、都道府県知事（指定都市にあつては当該指定都市の市長とし、中核市にあつては当該中核市の市長とする。）が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

第九十七条 前二条の規定を適用する時は、保育士（法第十八条の十八第一項の登録を受けた者をいい、児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令（平成十年厚生省令第五十一号）附則第二項又は前二条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前二条の規定の適用がないとした場合の第三十三条第二項により算定されるものをいう。）の三分の二以上、置かなければならない。

○ 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）

第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第三十四条の十六第二項の厚生労働省令で定める基準（以下「設備運営基準」という。）は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一 法第三十四条の十六第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について市町村（特別区を含む。以下同じ。）が条例を定めるに当たって従うべき基準第十条ただし書（保育に直接従事する職員に係る部分に限る。）、第二十三条、第二十九条、第三十一条、第三十四条、第三十九条、第四十四条、第四十七条及び附則第六条から第九条までの規定による基準

二・三 （略）

2・3 （略）

附 則

（小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例）

第六条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第二十七条第一項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第二十九条第二項各号又は第四十四条第二項各号に定める数の合計数が一となる時は、第二十九条第二項又は第四十四条第二項に規定する保育士の数は一人以上とすることができます。ただし、配置される保育士の数が一人となる時は、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市町村長が認める者を置かなければならない。

第七条 前条の事情に鑑み、当分の間、第二十九条第二項又は第四十四条第二項に規定する保育士の数

（新設）

（新設）

（新設）

○ 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）

第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第三十四条の十六第二項の厚生労働省令で定める基準（以下「設備運営基準」という。）は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一 法第三十四条の十六第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について市町村（特別区を含む。以下同じ。）が条例を定めるに当たって従うべき基準第十条ただし書（保育に直接従事する職員に係る部分に限る。）、第二十三条、第二十九条、第三十一条、第三十四条、第三十九条、第四十四条及び第四十七条の規定による基準

二・三 （略）

2・3 （略）

附 則

（新設）

（新設）

の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第二百四十七号）第四条第二項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。

第八条 附則第六条の事情に鑑み、当分の間、一日につき八時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所（以下この条において「小規模保育事業所A型等」という。）において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第二十九条第二項又は第四十四条第二項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市町村長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

第九条 前二条の規定を適用する時は、保育士（法第十八条の十八第一項の登録を受けた者をいい、第二十九条第三項若しくは第四十四条第三項又は前二条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前二条の規定の適用がないとした場合の第二十九条第二項又は第四十四条第二項により算定されるものをいう。）の三分の二以上、置かなければならない。

（新設）

（新設）

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令 新旧対照表（平成28年2月19日公布分）

改正後			改正前																																	
○ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 (昭和二十三年厚生省令第六十三号) (設備の基準)			○ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 (昭和二十三年厚生省令第六十三号) (設備の基準)																																	
第三十二条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。 一～七 (略) 八 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を二階に設ける建物は、次のイ、ロ及びへの要件に、保育室等を三階以上に設ける建物は、次のロからチまでの要件に該当するものであること。 イ (略) ロ 保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。			第三十二条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。 一～七 (略) 八 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を二階に設ける建物は、次のイ、ロ及びへの要件に、保育室等を三階以上に設ける建物は、次のロからチまでの要件に該当するものであること。 イ (略) ロ 保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>階</th><th>区分</th><th>施設又は設備</th><th>階</th><th>区分</th><th>施設又は設備</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">二階</td><td>常用</td><td>(略)</td><td rowspan="2">二階</td><td>常用</td><td>1 屋内階段 2 屋外階段</td></tr> <tr> <td>避難用</td><td>1 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から二階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、<u>同条第三項第三号、第四号及び第十号を満たすものとする。</u>） 2～4 (略)</td><td>避難用</td><td>1 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から二階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、<u>同条第三項第二号、第三号及び第九号を満たすものとする。</u>） 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段</td></tr> <tr> <td rowspan="2">三階</td><td>常用</td><td>(略)</td><td rowspan="2">三階</td><td>常用</td><td>1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段</td></tr> <tr> <td>避難用</td><td>1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から三階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、<u>同条第三項第三号、第四号及び第十号を満たすものとする。</u>） 2・3 (略)</td><td>避難用 1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から三階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、<u>同条第三項第二号、第三号及び第九号を満たすものとする。</u>） 2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段</td></tr> <tr> <td>四階以上</td><td>常用</td><td>(略)</td><td>四階以上</td><td>常用</td><td>1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段</td></tr> </tbody> </table>						階	区分	施設又は設備	階	区分	施設又は設備	二階	常用	(略)	二階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段	避難用	1 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から二階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、 <u>同条第三項第三号、第四号及び第十号を満たすものとする。</u> ） 2～4 (略)	避難用	1 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から二階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、 <u>同条第三項第二号、第三号及び第九号を満たすものとする。</u> ） 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段	三階	常用	(略)	三階	常用	1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段	避難用	1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から三階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、 <u>同条第三項第三号、第四号及び第十号を満たすものとする。</u> ） 2・3 (略)	避難用 1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から三階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、 <u>同条第三項第二号、第三号及び第九号を満たすものとする。</u> ） 2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段	四階以上	常用	(略)	四階以上	常用	1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段
階	区分	施設又は設備	階	区分	施設又は設備																															
二階	常用	(略)	二階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段																															
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から二階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、 <u>同条第三項第三号、第四号及び第十号を満たすものとする。</u> ） 2～4 (略)		避難用	1 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から二階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、 <u>同条第三項第二号、第三号及び第九号を満たすものとする。</u> ） 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段																															
三階	常用	(略)	三階	常用	1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段																															
	避難用	1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から三階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、 <u>同条第三項第三号、第四号及び第十号を満たすものとする。</u> ） 2・3 (略)		避難用 1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から三階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、 <u>同条第三項第二号、第三号及び第九号を満たすものとする。</u> ） 2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段																																
四階以上	常用	(略)	四階以上	常用	1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段																															

	避難用	<p>1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第三項第二号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第三号、第四号及び第十号を満たすものとする。） 2・3 （略）</p>		避難用	<p>1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことの出来る窓若しくは排煙設備（同条第三項第一号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるとして認められるものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号を満たすものとする。） 2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段</p>
--	-----	---	--	-----	---

○ 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

(平成二十六年厚生労働省令第六十一号)

(設備の基準)

第二十八条 小規模保育事業A型を行う事業所（以下「小規模保育事業所A型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

一～六 （略）

七 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を二階に設ける建物は、次のイ、ロ及びへの要件に、保育室等を三階以上に設ける建物は、次の各号に掲げる要件に該当することであること。

イ （略）

ロ 保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
二階	常用	(略)
	避難用	(略)
三階	常用	(略)
	避難用	(略)

○ 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

(平成二十六年厚生労働省令第六十一号)

(設備の基準)

第二十八条 小規模保育事業A型を行う事業所（以下「小規模保育事業所A型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

一～六 （略）

七 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を二階に設ける建物は、次のイ、ロ及びへの要件に、保育室等を三階以上に設ける建物は、次の各号に掲げる要件に該当することであること。

イ 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物であること。

ロ 保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
二階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
三階	常用	1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段

四階以上の階	常用	(略)			2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段	
	避難用	1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第三項第二号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第三号、第四号及び第十号を満たすものとする。） 2・3 （略）	四階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段	

第四十三条 (略)

第四十三条 事業所内保育事業(利用定員が二十人以上のものに限る第四十五条及び第四十六条において「保育所型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下「保育所型事業所内保育事業所」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。

一～七 (略)

八 保育室等を二階に設ける建物は、次のイ、ロ及びヘの要件に、保育室等を三階以上に設ける建物は、次の各号に掲げる要件に該当するものであること。

イ 建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物であること。

ロ 保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。とに、それぞれ同表の下欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備	階	区分	施設又は設備
二階	常用	(略)	二階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	(略)		避難用	1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
三階	常用	(略)	三階	常用	1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	(略)		避難用	1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこ

						れに準ずる設備 3 屋外階段
四階以上の階	常用	(略)	四階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋の階の階内階段 2 建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段	
避難用		1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第三項第二号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第三号、第四号及び第十号を満たすものとする。） 2・3 （略）	避難用		1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第三項第一号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号を満たすものとする。） 2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段	

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正について —市民の皆様から意見を募集します—

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」が平成28年2月18日及び2月19日に公布され、4月1日及び6月1日から施行されることに伴い、本市で制定している「川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」及び「川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例」について一部を改正しますので、市民の皆様から広く御意見を募集いたします。

1 条例の改正時期

公布の日（省令は平成28年4月1日及び6月1日から施行され、本市においても速やかな対応が必要であるため公布の日から施行する。）

2 意見の募集期間

平成28年3月16日（水）から4月14日（木）まで
 ※郵送の場合：4月14日（木）当日必着
 ※持参の場合：4月14日（木）17時15分まで

3 資料の閲覧場所

川崎市役所第三庁舎2階（情報プラザ）、各区役所（市政資料コーナー）、
 川崎市ホームページ「意見公募」から御覧いただけます。

4 意見の提出方法

御意見は、電子メール（専用フォーム）、郵送、持参、FAXのいずれかでお寄せください。

- ◆ 電子メールは、インターネットで川崎市ホームページにアクセスし、ホームページ上の案内に従って、専用のフォームを御利用ください。
- ◆ 意見書の書式は自由です。必ず「題名」、「氏名（法人又は団体の場合は、名称及び代表者の氏名）」及び「連絡先（電話番号、FAX番号、メールアドレス又は住所）」を明記してください。
- ◆ 電話や来庁による口頭での御意見はお受けできませんので御了承ください。
- ◆ お寄せいただいた御意見に対する個別回答はいたしませんが、市の考え方を整理した結果を市のホームページで公表します。

5 意見募集結果の公表時期

平成28年4月下旬（予定）

6 送付先・問合せ先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
 川崎市市民・こども局こども本部子育て推進部保育課
 電話 044-200-2662 FAX 044-200-3933

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正の概要

1 趣旨

待機児童解消を確実なものとするため、保育の担い手確保等を目的として、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」が平成28年2月18日及び2月19日に公布され、4月1日及び6月1日から施行されることに伴い、本市の定める条例についても一部改正を行うものです。

2 一部改正する条例

「川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」

(平成24年12月14日条例第56号)

「川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例」

(平成26年9月5日条例第35号)

3 基準省令と本市条例の関係

今回的一部改正は、国の基準省令の一部改正をもとに行うものですが、その内容によって次のような条件が付されています。

区分	従うべき基準	標準	参酌すべき基準
法的効果	必ず適合しなければならない基準	通常よるべき基準	十分参考しなければならない基準
条例で異なるものを定めることの許容の程度	法令の「従うべき基準」と異なる内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容	法令の「標準」を標準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることは許容	法令の「参酌すべき基準」を十分参考した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることは許容

4 本市における条例改正の考え方

待機児童の解消は、本市においても大変重要な課題であり、その保育の担い手確保等は、必要な事柄であるため、省令の改正を踏襲することを基本方針とします。

5 主な改正内容

- (1) 保育所及び小規模保育事業所A型等の職員配置に係る特例【従うべき基準】
 - ア 朝夕の時間帯等で年齢別配置基準による必要な保育士が1人となる時に合計2人の保育士を配置する場合に、当分の間、当該保育士に加えて置かなければならない者の要件を弾力化するもの。
 - イ 年齢別配置基準による保育士の数の算定について、当分の間、幼稚園教諭及び小

学校教諭等を保育士とみなすことができるようとするもの。

ウ 開所時間を通じて必要となる保育士の総数が、当該保育所等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超える時、当分の間、当該超過して必要となる者の要件を弾力化するもの。

※ ただし、イ及びウを適用する時は、保育士を年齢別配置基準による保育士の数の3分の2以上、置かなければならないようとする。

(2) 建築基準法施行令の一部改正に伴う設備の基準の改正【参酌すべき基準】

建築基準法施行令が一部改正され、特別非常階段に係る規制が合理化されたため、同省令を引用する両条例の規定の一部について所要の改正を行うもの。

6 施行期日

公布の日（省令は平成28年4月1日及び6月1日から施行され、本市においても速やかな対応が必要であるため公布の日から施行する。）